

## せたがや子育て利用券 事業者向けFAQ

令和4年2月更新

### 《事業者登録前》

Q1. 利用券システムでの登録以外の方法で登録はできますか。

A 基本的にはシステムでの申請のみです。特例として書面での申請もできますが、メールアドレスの登録は必須となります。登録後にも、保険情報の更新や登録内容の確認など、年数回、作業を行っていただく必要がありますので、できる限り利用券システムからの申請をお願いします。書面での申請を希望する場合は、世田谷保健所健康推進課（03-5432-2446）までご連絡ください。

Q2. 分類やサービス項目の選択の仕方がわかりません。

A 利用券システム内のマニュアルに記載していますので、ご覧ください。

Q3. 住所は、事業所あるいはサービス提供場所、どちらを入力したらよいでしょうか。

A 住所は、請求に必要な資材の送付宛名として使用しますので、事業者名及び担当者名が記載された郵送物を受領でき、請求手続きを行う住所を入力してください。なお住所は、利用者向けには公開しません。

Q4. 「申請」ボタンが押せません。

A 未入力の項目があります。入力漏れがないかご確認ください。  
なお、「申請」ボタン押下後、必ず、「提出書類出力」より書類を全て印刷してください。印刷した書類に押印の上、印刷した「送付状」に記載の必要書類一式を、期日までに世田谷保健所健康推進課まで郵送してください。

Q5. プリンターがないので、印刷ができません。

A 「提出書類出力」押下後、データを保存し、スマートフォンやタブレット端末にダウンロード後、コンビニ等で印刷をお願いします。

### 《事業者登録後》

Q1. ID/パスワード通知を忘れてしまいました。

A せたがや子育て利用券事務局（03-6629-6324）にご連絡ください。

Q2. 利用券システムにログインしましたが、閲覧ができません。ボタンが押せません。

A 推奨環境（PC：Google Chrome 最新版、スマートフォン：Safari(iOS12以降））でも閲覧できない場合は、子育て利用券事務局（03-6629-6324）までご連絡ください。

Q3. 変更申請の入力の仕方がわかりません。

A 利用券システムにログイン後、システム内のマニュアルをご覧ください。

Q4. 変更申請をしたが、内容が反映していません。

A 世田谷区で内容を確認し、承認後に利用券システムに反映するため、1～2週間かかります。承認後にメールが届きますので、到着後、ご確認ください。利用者向け検索サイトへの反映も、同様にお時間がかかります。  
なお、口座変更申請は、申請後に申請書を出力し、押印の上、世田谷保健所健康推進課に送付してください。

Q5. 変更申請をしましたでしたが、間違ってしまったので修正できますか。

A 変更申請の修正はできませんので、子育て利用券事務局（03-6629-6324）までご連絡ください。差戻処理を行います。差戻処理後、メールが届きますので、再度ご申請してください。

Q6. 利用者向けの検索サイトに掲載されていません。

A システムでの登録内容確認や保険情報更新の作業をしていない場合は、公開できません。利用券システムにて登録内容確認等の必要な作業を行っているか、ご確認ください。

Q7. 事業を一時中止する場合（概ね1年以内）はどうすればいいですか。

A 子育て利用券事務局（03-6629-6324）までご連絡ください。

### 《利用券の換金》

Q1. 書損等により送付状請求書を使い切ってしまいました。

A 子育て利用券事務局（03-6629-6324）までご連絡ください。年度内に必要な分を送付します。なお毎年、3月に1年分（12枚）を登録住所に送付します。

Q2. ゆうパック伝票を使い切ってしまいました。

A 3月に1年分（12枚）を登録住所に送付しているため、追加送付はできません。申し訳ございませんが、事業者様でご準備いただき、請求マニュアルに掲載の住所あてに請求書を送付してください。

Q3. 請求したのに入金されていません。

A 月末までに子育て利用券事務局に到着した請求分は、原則、翌月末に利用券システムに登録してある口座に振り込みます。詳細は請求スケジュールをご覧ください。なお、請求内容に不備があった場合は、支払いが遅れることがあります。

Q4. 事業者登録していませんが、誤って利用券を受け取ってしまいました。換金できますか。

A 換金はできません。また、事業者登録後、さかのぼって請求することもできません。